

令和3年度 第2回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年5月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター 2階
会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二 宮 茂	2番	阿 部 一 郎	3番	吉 岩 一 三
4番	藤 松 美 潮	5番	宇留嶋 雄 蔵	6番	手 嶋 辰 三
7番	金 高 奉 宣	8番	倉 永 信 裕	9番	江 藤 由之助
10番	藤 原 通 弘	11番	佐々木 福 司	12番	小 田 敏 春
13番	豊 田 敏 夫	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 藤 松 美 潮 7番 金 高 奉 宣 12番 小 田 敏 春

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清 原 浩 徳	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主任	田 邊 憲 佑	農地・管理係主任	竹 中 咲 希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 8号	農地法第3条の申請について
議案第 9号	農地法第5条の申請について
議案第 10号	非農地証明願いについて
議案第 11号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 12号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 3号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和3年度第2回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時28分 : 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と[REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より[REDACTED] 並びに[REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第8号から議案第12号までの5議案29件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第8号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の9番について、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に抵触しますので、[REDACTED] 委員には退出していただきたいと思います。
	< [REDACTED] 退出 >
議長	それでは、「議案第8号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の9番を、事務局より説明を求めます。
事務局	農業委員会事務局の[REDACTED] です。よろしくお願いします。 議案書の3ページをごらんください。 「議案第8号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により下記のとおり許可申請があつたので、これを許可することについて意見を求める。 番号9番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² 。譲受人の経営面積は、田のみ[REDACTED]a、計[REDACTED]a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	4月20日に[REDACTED]農業委員と現地確認を行いました。申請地は、[REDACTED]から南に向かった交差点を右に曲がり、[REDACTED]mほど先を左折した先にあります。 譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED]aありますが、今後順次整理していく意向のようです。 [REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号9番になります。特に不許可の要件にひつかかる点はありませんので、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第8号」「農地法第3条の申請について」ア、所有権の移転の9番について、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第8号」「農地法第3条の申請について」ア、所有権の移転の9番について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」「農地法第3条の申請について」ア、所有権の移転の9番については、これを許可することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた [REDACTED] 委員に、事務局より議事への参加を要請してください。
	< [REDACTED] 委員 入室 >
議長	それでは次に、「議案第8号」「農地法第3条の申請について」ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書3ページをごらんください。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED] 歳。申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、台帳、現況ともに [REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。譲受人の経営面積は、田 [REDACTED] a、畑 [REDACTED] a、計 [REDACTED] aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	4月16日に [REDACTED] 農地委員と事務局職員で現地確認を行いました。申請地は、[REDACTED] [REDACTED] の交差点のすぐ近くで、一段高い場所にある土地になります。譲渡人は相続で土地を取得しましたが、管理ができないため、その近くに土地を所有して管理している [REDACTED] さんと話がまとまったようです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが管理ができない状況です。今回、自宅近くの申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまりました。 なお、[REDACTED] さんの所有農地は、これ以外に約 [REDACTED] aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 [REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED] [REDACTED]、設立 [REDACTED] 年。申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、台帳、現況ともに [REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。譲受人の経営面積はあり

	ません。理由といたしましては、高齢のため、[REDACTED]ためであります。 以上です。
議長	2番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	4月19日に[REDACTED]農地委員と事務局職員で現地確認を行いました。場所は[REDACTED]で[REDACTED]の丁字路を南のほうに直進して突き当たったところから約[REDACTED]m入りますと東のほうに[REDACTED]がございます。その手前に申請地があります。[REDACTED]から[REDACTED]に購入の要請があつたということです。[REDACTED]としては、[REDACTED]で使う野菜を作りたいということで、今度の申請になりました。 以上、承認お願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	許可条件の説明の前に、[REDACTED]が農地取得をする場合の条件について説明します。 別紙A4の第3条調査一覧をごらんください。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] それでは、許可条件について説明いたします。 譲渡人は高齢で、農地管理ができない状況です。今回、申請地の隣に位置している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。[REDACTED]で使用する野菜を栽培する予定だそうです。 なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 [REDACTED]の許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。 番号2番になります。特に不許可の要件にひつかかる点はありませんので、[REDACTED] [REDACTED]の農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 以上です。
議長	次に、3番から5番は関連がありますので続けて事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番から5番まで一括して説明いたします。 番号3番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積は、田のみ[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 続いて、議案書2ページをごらんください。 番号4番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積は、田のみ[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]a。理由といたしまし

	ては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	3番から5番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	3番、4番、5番を4月19日に、事務局職員2名を含め4名で現地を確認しました。場所は [REDACTED] の [REDACTED] から [REDACTED] へ向かう途中の中間あたりにある、[REDACTED] という集落です。 土地の所有者は [REDACTED] さんですが、3番の [REDACTED] さん、4番の [REDACTED] さん、5番の [REDACTED] さんが、それぞれ以前から [REDACTED] を植えたり [REDACTED] を植えたり管理をしてきた土地です。よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、自宅近くの申請地を以前から耕作している、それぞれの譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、[REDACTED] さんの所有農地は、これ以外に約 [REDACTED]a ありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 まず、番号3番、[REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 次に、番号4番、[REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 最後に、番号5番、[REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号6番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED] 歳。申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、台帳、現況とともに [REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。譲受人の経営面積は、田 [REDACTED] a、畠 [REDACTED] a、計 [REDACTED] a。理由といたしましては、子へ贈与、親からの受贈であります。 以上です。
議長	6番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 農地委員、事務局職員とで現地を確認しました。申請地は [REDACTED] を [REDACTED] のほうに進むと、[REDACTED] があります。そこから上がった土地です。 [REDACTED] さんと [REDACTED] さんは親子で、高齢のために子どもに贈与することです。よろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。

	<p>なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>[REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号7番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番についても、[REDACTED]農業委員より説明願います。
委員	<p>4月15日に事務局職員と現地を確認いたしました。申請地は[REDACTED]を[REDACTED]方面へ向かって、[REDACTED]横を[REDACTED]mほど進んだところになります。</p> <p>[REDACTED]さんは[REDACTED]さんのおじに当たります。土地を相続で取得しましたが、管理ができないということで、甥の[REDACTED]さんに贈与が決まったということです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、親戚にあたる譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>[REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号7番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号8番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積は、田のみ[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	8番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
委員	<p>4月20日に[REDACTED]農地委員と事務局職員で現地を確認しました。申請地は[REDACTED]の交差点を[REDACTED]方面へ向かって、すぐ左折し、約[REDACTED]km進んだ場所になります。</p> <p>申請の理由としては、[REDACTED]さんが市外在住で管理が困難なため、申請地付近に住んでいる[REDACTED]</p>

	■さんに譲りたいとのことで話がまとまったようです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は市外に住んでおり、農地管理ができない状況です。今回、申請地付近に住む譲受人と売買の話がまとまりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外にはありません。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号8番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号10番、■区、■、譲受人、■区、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況とともに■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²です。譲受人の経営面積は、田のみ■a、計■aです。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	10番について、■農業委員より説明願います。
■委員	<p>4月20日に事務局職員2人と私とで現地確認に行きました。場所は■の信号を少し進み、右に入って■m先右の奥です。■さんの息子さんは、現在■で暮らしていますが、帰って来るそうです。もともとは■さんの土地だったそうです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は高齢で農地管理ができない状況です。今回、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していく意向のようです。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号10番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号11番、申請人、譲渡人、■区、■、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況とともに■、地積■m²、合計■筆の■m²。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、計■aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>

議長	11番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	4月19日、[REDACTED] 農地委員と事務局職員とで現地確認しました。場所は[REDACTED] の前の土地です。申請地は[REDACTED] さんが何十年も耕作していた土地で、[REDACTED] さんが相続で取得しています。審議をよろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、[REDACTED] さんの所有農地は、これ以外に約 [REDACTED]a ありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>[REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号11番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをごらんください。</p> <p>番号12番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED] 歳。申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、台帳、現況とともに [REDACTED]、地積 [REDACTED]m²、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m² です。譲受人の経営面積は、田 [REDACTED] a、畑 [REDACTED] a、計 [REDACTED] a です。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	12番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	<p>4月15日に事務局職員、[REDACTED] 農地委員と私とで現地確認に行きました。場所は、[REDACTED] を [REDACTED] に向かって [REDACTED] 交差点の手前 [REDACTED] m の下の方向です。</p> <p>[REDACTED] さんは以前からこの [REDACTED] を耕作しています。[REDACTED] さんが相続で申請地を取得しましたが、管理が困難になり、[REDACTED] さんと話がまとまりました。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地隣で耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、[REDACTED] さんの所有農地は、これ以外に約 [REDACTED]a ありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>[REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号12番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の13番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>イ、空き家に付隨した農地の所有権の移転について。</p> <p>番号13番になります。申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、高齢のため、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	13番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	<p>先月も議案があった空き家に付隨した農地の取得です。</p> <p>場所は、[REDACTED]と[REDACTED]のちょうど中間の土地になります。西側に[REDACTED]という集落があります。すぐ北側のところが[REDACTED]の端のほうになりますが、基盤整備をした農地と、整備していない農地の合計[REDACTED]筆です。空き家バンクに登録があります。よろしくお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>まず、A4の許可基準一覧をごらんください。その中の、農地法第3条第2項第5号の要件があり、その面積は50aを満たさなければいけません。しかし、農業委員会が、市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっています。</p> <p>杵築市においては、空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1aから取得ができるように緩和されました。これが14回目の案件です。</p> <p>譲渡人は、相続で宅地と農地を取得しましたが、高齢で管理ができない状況です。今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいとのことで話がまとまり、申請となりました。</p> <p>なお、区域の指定は、令和3年度第1回総会第5号議案、番号1番において指定済みです。今後は、周辺の住民と相談しながら白菜などの野菜を栽培すると伺っています。</p> <p>なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>[REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号13番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第8号」「農地法第3条の申請について」1番から8番、10番から13番について、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第8号」「農地法第3条の申請について」1番から8番、10番から13番について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」「農地法第3条の申請について」1番から8番、10番から13番について、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第9号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事

	務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の█です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>「議案書第9号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、█、█、転用者、█区、█ █。申請の土地、大字█字█、地番█、地目、█、地積█m²、大字█字█ █、地番█、地目、█、地積█m²、合計█筆の█m²です。申請内容、駐車場用地として。申請理由、申請地を公共の用途を目的とした駐車場として利用したい。こちらは第1種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、█農業委員より説明願います。
█委員	<p>4月19日に、事務局職員3人、█農地委員、私とで現地確認に行きました。場所は、█ █を█から█方面に█km行った、█の前です。</p> <p>█さんは申請地を管理しており、█年前ぐらいから█に寄附をするという話が出ていました。█は、█の前の駐車場が狭いので、この用地を駐車場にしたいという話で、今回の申請となりました。よろしくお願ひします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の█さんは、以前は申請地付近に居住していましたが、現在は█に住んでいます。高齢になったこともあります。農地の管理に困っていました。一方、転用者の█は█を利用する駐車場を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、█、█、その他█の用途を目的とした駐車場として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、おおむね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>申請地は、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外の集落接続に当たり転用許可ができる農地になります。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、█に面していること、十分な面積が確保できること、█に面しており利用者の利便性が高いこと、土地所有者の意向からこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であるとの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地、大字█字█、地番█の北側は█、南側は█、西側は長狭物を挟んで█、東側は█にそれぞれ接しております、営農上の問題はありません。申請地、大字█字█、地番█の北側は█、南側は█、西側は█、東側は█にそれぞれ接しております、営農上の問題はなく、駐車場への転用に際し、隣地土地所有者からの同意書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地█筆の計█m²に延べ█台の駐車場を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、雨水等の処理は自然浸透とし、基本的には現状のまま土地を利用するため、被害等は発生しないと考えられます。転用に際し被害等が発生した場合は、責任をもつ</p>

	<p>て処理する旨の書面を頂いております。</p> <p>資金計画につきましては、土地代金については譲渡人の希望により譲受人への贈与につき無償。造成及び整備については奉仕等などにより行うため費用が発生しないことを確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■区、■、転用者、■、■。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、申請地を取得し■を兼ねた自宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■農業委員より説明願います。
■委員	事務局職員と■農地委員とで現地確認しました。場所は以前、■の駐車場の申請が出た隣ですので、問題がないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■さんは■を営んでおり、現在■に居住しています。転用の目的は、申請地を取得し■を兼ねた自宅を新築して■に移住することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、人通りの多い■及び■に面している角地であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、南側は■、西側は■、東側は■を挟んで■にそれぞれ接しており、営農上の問題はなく、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆の計■m²に、1階床面積■m²、約■坪の■を兼ねた一般住宅を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・污水ともに東側の■用水路へ接続する予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号3番、申請人、土地所有者、[REDACTED]区、[REDACTED]、転用者、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² 。申請内容、太陽光発電施設として。申請理由、休耕地を有効利用するため、申請地を太陽光発電施設として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	3番につきましては、[REDACTED]農業委員よりご説明願います。
[REDACTED]委員	4月19日に事務局職員と[REDACTED]農地委員とで現地確認に行ってきました。申請地の場所は、[REDACTED]から[REDACTED]の先を[REDACTED]方向へ左側に行った、[REDACTED]のそばです。 申請地とこの周辺は、約30年前まで[REDACTED]を栽培しておりました。このたび申請地を太陽光発電用地として利用したいということです。申請地を含め太陽光発電建設予定地は[REDACTED]地区の上側にあり、当初雨水の問題もありましたが、[REDACTED]地区と関係地区で同意書と協定書等は得られております。ご審議よろしくお願ひいたします。 以上であります。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	土地所有者の[REDACTED]さんの職業は農業で、申請地で[REDACTED]を耕作していましたが、高齢になってきたことから管理ができなくなり休耕地となっていました。転用者の[REDACTED]は[REDACTED]で再生可能エネルギー発電事業を展開している企業です。今回は、休耕地を有効活用するため双方が話し合い、申請地を取得し新たに太陽光発電施設を設置する計画です。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。 そのため代替地の検討も行いましたが、日当たりがよいこと、十分な面積が確保できること、後ほどご説明する一時転用の送電線地下埋設用地及び発電サイトから、[REDACTED]の発電塔までの送電ルートまでの距離が近いこと、地権者の同意が得られたことからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であるとの証明も提出されています。 次に、一般基準です。申請地の北側は[REDACTED]、南側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]、東側は[REDACTED]にそれぞれ接しており、営農上の問題はなく、太陽光発電施設への転用に際し、当該地区との協定書、開発行為への同意書、隣地土地所有者からの承諾書、アクセス道路の使用許可書、水路使用許可の同意書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² 及び周辺の原野[REDACTED]筆[REDACTED]m ² の計[REDACTED]m ² に、パネル枚数[REDACTED]枚、最大出力[REDACTED]kWの太陽光発電施設を計画しています。また、経済産業省からの再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定、[REDACTED]からの工事費負担金契約書が添付されており、転用は確実と思われます。 排水計画につきましては、開発地域内に側溝等排水施設[REDACTED]か所及び集中枠[REDACTED]か所を設置して調整池に一時的に集水した後に、水路を通って[REDACTED]に接続する予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。 安全対策につきましては、1番、高さ[REDACTED]m、延長[REDACTED]mのフェンスを設置する。2番、上中下段

	<p>に■本の排水路、中間に集中枠、放流先の水路にふとんかごを設置することで、排水の流速を抑え、のり面・水路底の浸食防止を実施する。3番、危険箇所区域内の竹林は伐根をせず、急斜面部分を避けてパネルを設置する。4番、調整池の周り以外は山肌の切土工事を最小限とし、自然の山肌の状態でパネルを設置することで、のり面の崩壊を防止する。5番、管理用道路と調整池との距離が接近している箇所、約30mについては、転落防止柵としてガードレールを設置する。6番、出入口ゲートと調整池に防犯カメラを設置するなどの安全対策を講じることを確認しております。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関からの預金残高証明書が添付されています。</p> <p>各関係機関への届出につきましては、再生可能エネルギー発電設備の設置届出、景観条例の届出、法定外公共物使用許可の届出、土壤汚染対策法の届出などの提出がなされているかについても各関係機関に確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>番号4番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m²、合計■■■■筆の■■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、実家に隣接する申請地に住宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	4月20日に、事務局職員3人と私とで現地確認に行きました。場所は、■■■■から■■■■方面に行った■■■■です。現在転用者は■■■■にいますが、実家のすぐ横に家を建てたいそうです。ご審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■■さんは■■■■で、現在は■■■■に居住しています。転用の目的は、実家に隣接する申請地に住宅を建築し農業等の加勢をするために帰郷することです。父である■■■■さんと息子である■■■■さんとの間に無償での土地使用貸借契約を結び住宅を建築します。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため代替地の検討も行いましたが、市道に面していること、水道が埋設されていること、土地の高低差もなく造成費がかからないことからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、東側は■■■■にそれぞれ面しており、営農上の問題はなく、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの同意書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■■■■筆の計■■■■m²に、1階床面積■■■■m²、約■■■■坪の一般住宅を</p>

	<p>計画しています。</p> <p>安全対策につきましては、北側と東側の周辺に境界ブロック塀を設置して土砂の流出を防止します。</p> <p>排水計画につきましては、雨水及び宅内排水（合併浄化槽ろ過後）ともに南側市道側溝へ接続する予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号5番、申請人、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用者、[REDACTED]、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。申請内容、送電線地下埋設として。申請理由、太陽光発電施設建設に伴い、発電サイトから[REDACTED]所有の送電鉄塔までの送電ルートとして、申請地に送電線を地下埋設したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
委員	<p>4月19日に事務局職員と現地を確認いたしました。場所は、[REDACTED]から[REDACTED]方面に向かって直線距離で[REDACTED]kmぐらいにあり、[REDACTED]で[REDACTED]との境界付近で[REDACTED]の近くに位置する土地です。</p> <p>理由は、申請地に送電線の地下埋設を行い、[REDACTED]の送電鉄塔まで地下埋設するためと聞いています。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の[REDACTED]さんの職業は[REDACTED]で、申請地で[REDACTED]を耕作しています。転用者の[REDACTED]は[REDACTED]で再生可能エネルギー発電事業を展開している企業です。</p> <p>今回は、土地所有者と転用者との間で地役権設定予約契約書を締結し、太陽光発電施設建設に伴い、発電サイトから[REDACTED]所有の送電鉄塔までの送電ルートとして、申請地に送電線を地下埋設するための一時転用になります。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、発電サイトから[REDACTED]所有の送電鉄塔までの送電ルートまでの距離が近いこと、現状は農道として利用されており、農業者への影響が少ないと、地権者の同意が得られたことからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側はため池、南側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]、東側は[REDACTED]にそれぞれ接しており、営農上の問題はなく、周辺の土地については、申請地と同じ地権者であり、本人</p>

	<p>からの同意を得ています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地から [REDACTED] 所有の送電鉄塔までの全長約 [REDACTED] mのうち、申請地内の全長 [REDACTED] mに深さ [REDACTED] m、幅 [REDACTED] m、総面積 [REDACTED] m²の送電電圧 [REDACTED] Vの送電設備を埋設する計画です。また、転用期間終了後、速やかに農地として復旧する制約があり、一時転用についても問題ありません。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関からの預金残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第9号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
[REDACTED] 委員	一時転用というのは発電をするところは全部という意味ですか。一時転用していない土地がありますけど。
事務局	一時転用につきましては、現在農道として利用している土地を [REDACTED] か月の期間をかけて工事をして、送電線を地下埋設した後、本体の契約が [REDACTED] 年の申請が上がっていますので、その期間、地役権を設定して利用するという形になると思われます。
	以上です。
議長	ほかになればこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第9号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第10号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書7ページをごらんください。</p> <p>「議案第10号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[REDACTED] 区、[REDACTED]、申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED] 、地番 [REDACTED] 、地目、[REDACTED] 、地積 [REDACTED] m²、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m²。申請地の状況は原野。転用または耕作放棄された理由は、[REDACTED] により土地が狭くなったため、昭和 [REDACTED] 年頃に耕作を放棄したということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	4月19日、事務局職員と現地確認に行きました。場所は、[REDACTED] を [REDACTED] 交差点から [REDACTED] 方面に [REDACTED] kmぐらい進んだところにあります。写真のとおり農地として復元できないような状況です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。

事務局	現地を4月19日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。申請地は、もともと [REDACTED]として利用していましたが、水はけが悪く耕作が困難だったことに加え、[REDACTED]により土地が狭くなつたため昭和 [REDACTED] 年ごろに耕作を放棄し、農地の中心部に大木や雑草が生い茂つた状況です。申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、このままの状態で管理したいとのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号2番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² 。申請地の状況は山林。転用または耕作放棄された理由は、昭和 [REDACTED] 年頃に県外に移住したため、管理ができなくなり耕作を断念したことから、現在は雑木や竹が生い茂つてしまつたとのことです。 以上です。
議長	2番についても、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	場所は、[REDACTED] 先の交差点から [REDACTED] 方面に入ったところです。現況は竹や松が生えており、農地に復元はできないのではないかと思います。ご審議のほどお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を4月19日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。申請者は、平成 [REDACTED] 年に相続により申請地を取得しています。昭和 [REDACTED] 年頃から県外に移住していたため、耕作を断念し、現在は雑木や竹が生い茂つた状況です。 [REDACTED] については、農地法第32条第1項第1号の判断にて、令和元年11月に利用意向調査書を送付済みの農地です。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。農振除外申請を行い、令和2年1月22日に認められました。今後農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、このままの状態で管理したいとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第10号」「非農地証明願いについて」、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第10号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番から7番と、「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に抵触しますので、[REDACTED] 委員には退出していただきたいと思います。

	< [] 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書をごらんください。</p> <p>「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。</p> <p>利用権の設定、議案書の9ページの4番から申し上げます。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[] 区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番から7番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番から7番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番から7番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人、[] 分を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書11ページをごらんください。</p> <p>議案第12号農用地利用配分計画（案）に対する意見について。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、[] 区、[]、設立[]年。対象の農地は、杵築市[]筆、[]m²、杵築市[]筆、[]m²です。</p> <p>以上です。</p>

議長	只今、「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人 [REDACTED] 分について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人、[REDACTED] 分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては、意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人、[REDACTED] 分については、意見なしとして報告します。 それでは、「議事参与の制限」が解かれた [REDACTED] 委員に、事務局より議事への参加を要請してください。
	< [REDACTED] 委員 入室 >
議長	次に、「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から3番を議題いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字 [REDACTED]字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。設定期間は [REDACTED] 年新規、借人の経営面積はありません。 以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。 続きまして、番号2番、申請人、貸人、[REDACTED] 区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字 [REDACTED]字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² 。 続きまして、番号3番、申請人、貸人、[REDACTED] 区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字 [REDACTED]字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。 公益社団法人大分県農業農村振興公社の貸付けは合計 [REDACTED] 筆、[REDACTED] m ² です。 続いて、議案書の10ページです。 所有権の設定です。 番号8番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED] 歳。申請の土地になります、大字 [REDACTED]字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² 。農地売買等支援事業の公社売渡であります。譲受人の経営面積は田 [REDACTED] a、畑 [REDACTED] a、計 [REDACTED] aです。 貸し手農家数 [REDACTED] 戸、借り手農家数 [REDACTED] 戸、利用権設定の面積は全部で [REDACTED] m ² 、所有権の設定面積は全部で [REDACTED] m ² 、合計 [REDACTED] m ² です。 以上です。
議長	只今、「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から3番、そして8番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から3番、加えて8番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から3番、加えて8番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人、■分と借受人、■分を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書11ページをごらんください。</p> <p>「議案第12号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、■区、■、設立■年。対象農地は、杵築市大字■筆、■m²。</p> <p>続きまして、借受人、■区、■、■歳。対象農地は、杵築市■筆、■m²です。</p> <p>次の12ページから15ページまでが先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号1番から番号7番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を農地中間管理機構から11ページの方々に貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議される内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人、■分と借受人、■分について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人、■分と借受人、■分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第12号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の1番、借受人、■分と借受人、■分については、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第3号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>議案書16ページをごらんください。</p> <p>「報告第3号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について」</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■、■、借人、■、■。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²です。理由といたしましては、</p>

	貸人の都合であります。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和3年度第2回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時58分：終了)